

小規模多機能ホーム一休庵いわよしのご案内

小規模多機能型居宅介護とは、1つの事業所で、ご利用者の様態や希望に応じて、通い（デイサービス）を中心に、随時訪問（ホームヘルプサービス）や宿泊（ショートステイ）を組み合わせてサービス提供を受けられるサービスです。

※原則として都城市民の方のみご利用いただけます。

ケアプラン、通い、訪問、宿泊を1つの事業所で受けられることにより、少人数の家庭的な雰囲気の中で、顔なじみの職員によるきめ細かなケアを受けられます。

要介護等により月額定額制のため、利用しやすい料金体制となっております。

【基本月額】費用のめやす（他に食費・宿泊費等が必要）

要支援・要介護等	利用者負担額（1割負担）	利用者負担額（2割負担）
要支援1	3,403円	6,806円
要支援2	6,877円	13,754円
要介護1	10,320円	20,640円
要介護2	15,167円	30,334円
要介護3	22,062円	44,124円
要介護4	24,350円	48,700円
要介護5	26,849円	53,698円

- ・訪問体制強化加算・・・1000円（月）
- ・看護師配置加算・・・700円（月）
- ・総合マネジメント加算・・・1000円（月）
- ・認知症加算・・・800円、500円（月）
- ・初期加算・・・30円（30日間のみ）
- ・朝食330円 昼食450円 夕食550円 おやつ100円

問い合わせ先：一休庵いわよし 管理者 中村 陽一

電話：0986-46-4011

(1) 居宅サービスと小規模多機能型居宅介護サービスの違い

・通いサービス

通所介護は、事業所の中で日常生活の支援及び機能訓練をすることに対して報酬が支払われるもので、利用時間やプログラムが決まっており、事業所の外で提供されたサービスに関して基本的に報酬が支払われません。

しかし、小規模多機能型居宅介護は、月単位の包括報酬であり、利用時間やプログラムは決まっておらず、通いサービスの一環として外出も可能です。

ご利用者が生活のパターンに合わせて、必要な時間帯に必要な時間通うことができます。1日に何度か事業所と自宅を往復することもできるので、過ごし方も様々です。

例えば

・送迎も事業者からの送迎車だけで対応するわけではなく、家族の仕事の時間に合わせて通いの時間を調整することができます。

したがって、家族が仕事に行くときに送るなど早い時間からの利用や仕事帰りに迎えに行くなど遅い時間の帰宅が可能となります。

夕食までの長時間、事業所にいることができない利用者や入浴だけしたい場合などは、2～3時間といった短時間の利用も可能です。

・訪問サービス

通常、訪問介護では、20分未満のサービスや単なる見守りや、日常生活以外の買い物、気分転換の散歩や院内介助などは算定できません。

しかし、小規模多機能型居宅介護では、こうした制限にとらわれず、ご利用者にとって必要な随時の訪問や短時間利用のサービスを提供することができます。

例えば

・通院介助することにより、ご家族だけでなく、介護スタッフが診察に付き添い、医師の診察を聞くことで、医療との連携が図れ、医療措置が必要な利用者でも小規模多機能居宅介護を利用しながら、より円滑に在宅での生活を継続することも可能です。

・独居や高齢者世帯の場合、1日に短時間、複数回の見守り的なサービスが必要な場合があります。小規模多機能居宅介護では、必要に応じた臨機応変な訪問対応が可能です。

・泊まりサービス（1泊 1,900円）

小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスは、本当に必要なときにいつでも利用できる安心感があります。また、顔なじみのスタッフに介護してもらえることが強みです。理由があれば、宿泊日数にも制限がありません。

ただし、長期の泊まりが続くようであれば、在宅生活が継続しているとは言えず、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を見直す必要があると考えられます。

例えば

・病院から直接在宅生活に戻るには、家族の介護力不足がある場合は、必要に応じて宿泊し、その間に在宅生活の体制や生活の流れを家族と確認します。場合によっては、家族に対してより良い介護方法を啓発するなどして、家族にも自信をつけてもらいます。また、週末に自宅で過ごしてもらうことから始め、通いと泊まりを交互に使いながら在宅の生活に戻していくというケースもあります。

利用例（負担割合が1割の場合）

◎要介護2の認定で、週3回の通いの昼食と週1回の訪問を利用した場合

- ・要介護2の1割負担分・・・15,167円
- ・加算分・・・4,400円
- ・おやつ代・・・12回×100円=1,200円
- ・昼食代・・・12回×450=5,400円
- ・訪問サービス・・・負担なし

合計 26,167円

◎要介護3の認定で、週3回の通いの昼食と月5回の泊まりを利用した場合

- ・要介護3の1割負担分・・・22,062円
- ・加算分・・・4,400円
- ・宿泊代・・・5×1,900円=9,500円
- ・食事代・・・朝330円×5回=1,650円、夕550円×5回=2,750円
- ・昼食代・・・12回×450円=5,400円、おやつ12回×100円=1,200円

合計 46,962円